

全人代
「専利法改正案（草案二次審議稿）に関する意見募集（意見募集稿）」
意見募集表

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
第 2 条	修正提案は無く、第 4 項において部分意匠が保護対象となった点を高く評価する。	草案の意見募集の際に保護を要求した部分意匠が、今回の二次審議稿で保護対象となった変更について、高く評価する。中国を居住国とする出願人が、日本及び米国で多数の部分意匠出願を行っており、その出願件数は増加傾向にある。この実態からも、中国における部分意匠の導入は中国企業のニーズにも合致すると考える。
第 6 条	第 1 項の最後の文章を、次のように修正することを望む。 「当該単位は、関連発明創造の実施と活用を促進するよう、その職務発明創造の専利出願権や専利権を法により処置するに基づき行使及び利用することができる。」 ※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所	「法により処置」の意味が不明瞭であるため、表現を修正することが望まれる。「法により処置」が、「専利出願することや、専利権を実施許諾・譲渡等する」ことを意味すると理解すれば、例えば、左記の修正提案のように修正してはどうかと考える。
第 11 条	本条は今回の改正案では触れられていないが、第 1 項及び第 2 項に記載の「輸入」を全て、「輸入及び輸出」に修正していただきたい。	専利製品を中国に輸入する場合だけでなく、中国から輸出する場合も、専利権者の許諾を要することにすべきである。
第 15 条	(1) 第 1 項の最後に、下記の下線部分の文言を追加していただきたい。 「専利権を付与された機関は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し奨励を与える。発明創造専利が実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は	(1) 発明者等の所属機関が第三者に職務発明創造を譲渡した場合、当該所属機関が、職務発明創造の譲渡後も第三者による専利権取得や実施等の状況について調査することは、不可能又は著しく困難である。また、職務発明創造の譲渡等を受けた第三者は、発明者等との間で労働契約関係が無い場合、当該発明者等の「所属

	<p>考案者に合理的な報酬を与える。但し、職務発明創造が発明者又は考案者の所属機関から第三者に譲渡された場合、その後は、当該所属機関も当該第三者も本条の義務を負わない。</p> <p>前項に規定された内容について所属機関は発明者又は考案者と約定し又は法に従いそれが制定した規則制度において規定することができる。約定又は規則制度がある場合は、所属機関と発明者又は考案者は当該約定又は規則制度に従う。」</p> <p>(2) 第2項の次の条文を全て削除することを望む。</p> <p>「国は、発明者又は考案者が合理的にイノベーションによる収益を共有できるよう、専利権を付与された機関が株式、オプション、配当等の方式を通じて財産権による激励を実施することを奨励する。」</p>	<p>機関」には該当せず、奨励・報酬を与える義務はない。よって、職務発明創造が発明者又は考案者の所属機関から第三者に譲渡された場合、その後は、当該所属機関も当該第三者も本条の義務を負わないと考えるべきである。この点を条文中に明記していただきたい。</p> <p>奨励・報酬の取り決めは各事業体の自治に委ねるべきであり、約定又は規則制度がある場合はそれが本条よりも優先することを条文中に明記していただきたい。</p> <p>(2) 第1項において発明者又は考案者に合理的な報酬を与えると規定しており、その報酬には金銭的な報酬、人事処遇面での報酬、本条第2項に示されたような株式等の報酬等、様々なものが考えられる。しかし、本条第2項に示されたような、とりわけ有価証券等の投機性の強いものだけを報酬として奨励することは、発明者又は考案者にとっても、事業体にとっても、必ずしも好ましいものではなく、双方にとって望まれる「合理的な報酬」の自由度を損なう恐れがある。</p> <p>また、「イノベーションによる収益を共有できるよう」との文言は、売上げや利益に連動した報酬にすべきであるとの解釈を与えかねない。この点からも「合理的な報酬」の自由度を損なう恐れがある。従って、報酬に関しては、第1項の規定だけで十分であり、第2項の削除を要求する。</p>
第20条	<p>(1) 本条の条文全て(次の第1項及び第2項)を削除することを望む。</p> <p>「専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な権益を害してはならない。</p> <p>専利権を濫用して競争を排除し又は制限し、独占行為を構成した場合、「中華人民共和国独占禁止法」に従って処理する。」</p>	<p>(1) 「信義誠実の原則」については、民法総則第7条、反不正当竞争法第2条に規定されており、知的財産権と関連する「知的財産権の濫用」及び「競争の排除又は制限」については独占禁止法第55条に規定されている。このように、各原則はそれぞれの関連法に既に規定されており、重複する内容をあえて専利法に規定する必要はないと考える。</p>

	<p>(2) 本条を削除できない場合には、下記に下線で示した箇所、つまり「信義誠実の原則を遵守」、「専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な権益を害し」、「専利権を濫用して競争を排除し又は制限し」の文言が不明確であるため、それぞれ該当する行為の具体的な内容を明確に規定していただきたい。</p> <p>「<u>専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な権益を害してはならない。</u> <u>専利権を濫用して競争を排除し又は制限し、独占行為を構成した場合、「中華人民共和国独占禁止法」に従って処理する。</u>」</p>	<p>(2) もしあえて専利法に規定するというのであれば、専利法にて規定する概念の内容が不明確であるため、明確且つ具体的に規定する必要があると考える。</p>
<p>第 24 条</p>	<p>本条の（一）を以下のように修正していただきたい。</p> <p>「<u>専利を出願する発明創造について、出願日前 6 か月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。</u> （一）<u>国家又は外国の国家において緊急事態又は非常事態が発生し、公共の利益のために強制、要請又は任意を問わず初めて公開した場合</u>」</p> <p>※下線部分は追記した箇所</p>	<p>草案二次審議稿で新たに追加された（一）において、国家が「緊急事態又は非常事態」にあるときは、一例として最近の新型コロナウイルスの感染状況下にある場合を想像できる。また、原文の「国家」とは中国のみを指すと考えられる。しかし、このような「緊急事態又は非常事態」は、中国に限らず世界各国で発生し得る。また、中国では「緊急事態又は非常事態」から脱したが、他国では「緊急事態又は非常事態」が続いている場合もある。このような状況において、外国出願人が自国で公共の利益のために発明創造を初めて公開した場合に新規性を喪失することになるのは不平等である。</p> <p>なお、この修正提案に関しては同様の前例があり、国家知識産権局第 350 号公告にて、救済措置が中国国内に限られていたものが、世界的感染拡大を受けて、後日その救済措置の範囲を「影響を受けた国家及び地区にも適用する」と通達した。</p> <p>(次の URL を参照) http://www.sipo.gov.cn/zcfg/zcjd/1147</p>

		<p>041.htm</p> <p>また、「緊急事態又は非常事態」が発生した状況において、国からの強制又は要請があって公開する場合や任意で公開する場合があると考えられる。どのような場合でも適用されることを明示することを望む。</p> <p>なお、「緊急事態又は非常事態」とは具体的にどのような状況がこれに該当するのか、条文に記載しないまでも何らかのガイドを提示してもらえると有難い。</p>
<p>第 42 条</p>	<p>第 2 項を次のように修正することを望む。</p> <p>「発明専利の出願日から起算して満 4 年、かつ実体審査請求日から起算して満 3 年後に発明専利が付与された場合、専利権者は専利の権利付与プロセスにおける不合理な遅延について専利有効期間の補償を請求することができるが、出願人に起因する不合理な遅延は除く。」</p> <p>※取消し線の部分は削除する箇所</p>	<p>原文の「出願日から起算して満 4 年、かつ実体審査請求日から起算して満 3 年後」では、出願と同時に実体審査請求した場合、実体審査が 3 年以上（例えば、3 年 11 ヶ月）かかったとしても、延長補償を請求できないことになる。これは例えば、出願から 1 年後に実態審査請求を行い、3 年以上の審査期間を経て発明専利が付与された場合には延長補償を請求できることと比較すると、不平等である。審査期間の遅延度を測る起算日は、出願日は関係なく、実態審査請求日だけにする方が合理的である。なお、出願と同時に実体審査請求した場合で、方式に不備があり審査期間が長くなった場合は、本項の最後に記載の「出願人に起因する不合理な遅延は除く」に該当すると考えられる。</p> <p>なお、第 1 項において、意匠の権利期間が出願日から 15 年となった点について、賛成する。欧州や日本等においては出願日から 25 年の権利期間が認められていること、及び権利期間の長期化へのニーズが高まっていることから、更なる期間延長を希望する。</p>
<p>第 50 条</p>	<p>第 2 項の下記条文の最後の文言「実用新案、意匠専利について開放的許諾声明をする場合、</p>	<p>本条については、開放的に許諾を行うための規定であるため、実用新案又は意匠専利であっても、</p>

	<p>専利権評価報告書を提供しなければならない。」の削除を望む。</p> <p>「専利権者は書面にて国務院専利行政部門に如何なる団体又は個人にもその専利の実施を許諾する意思があると声明し、許諾実施料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門はそれを公告し、開放的許諾とする。實用新案、意匠専利について開放的許諾声明をする場合、専利権評価報告書を提供しなければならない。」</p> <p>または、上記削除文言を任意規定とし、次のように修正してもよい。</p> <p>「實用新案、意匠専利について開放的許諾声明をする場合、専利権評価報告書を提供しなければならない<u>ことができる</u>。」</p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所</p>	<p>専利権者が専利権評価報告書を提供する必要性は無いと考える。これらについて最初から専利権評価報告書の提供を義務付けることは、専利権者の開放的許諾の意思を削ぐことになり、専利権活用の促進が損なわれることが懸念される。</p> <p>このことから、「…専利評価報告書を提供しなければならない」の義務規定を削除するか、又は、「…専利評価報告書を提供することができる」の任意規定に修正することを望む。</p> <p>なお、本条（第 50 条）と第 66 条を比較すると、第 66 条では、實用新案又は意匠専利の侵害紛争において、専利権者が専利権評価報告書を提示することが義務化されていない。これは著しく規定のバランスを欠くものである。専利権評価報告書の必要性を鑑みれば、第 50 条を任意規定とし、第 66 条を義務規定とすべきである。</p>
第 66 条	<p>第 2 項を次のように修正することを望む。</p> <p>「専利権侵害紛争が實用新案専利又は意匠専利に係る場合、大法院又は専利事務管理部門は専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害紛争を審議、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連する實用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ったうえ作成した専利権評価報告書を、<u>提訴する際に提出するよう要求することができる</u>なければならない。専利権者、利害関係者又は被疑侵害者は自発的に専利権評価報告書を提示することもできる。」</p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所</p>	<p>厳格な実体審査を経ずに権利登録がなされる實用新案又は意匠の専利権について、その有効性を全く確認せずに権利者による権利行使を認めることは、被疑侵害者に過度の不利益を負わせることになり、著しく保護バランスに欠けると考える。</p> <p>また、第 50 条の修正提案の理由でも記載した通り、第 50 条では、實用新案又は意匠専利の開放的許諾において、専利権者が専利権評価報告書を提示することが義務化されている。これは著しく規定のバランスを欠くものである。専利権評価報告書の必要性を鑑みれば、第 50 条を任意規定とし、本条（第 66 条）を義務規定とすべきである。</p> <p>一方、利害関係者又は被疑侵害者が専利権評価報告書を提出することを可能とした点について</p>

	<p>なお、上記修正提案の全てが認められない場合は、最低限「提出するよう要求することができるし<u>なければならない。</u>」の修正は認めていただきたい。</p>	<p>は、そのようなオプションを確保しておくのも有益であるため、歓迎する。</p>
第 69 条	<p>第 2 項の下記条文を削除することを望む。</p> <p>「専利事業管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、前項（一）（三）（四）の措置をとることができる。」</p>	<p>第 1 項の「専利詐称の嫌疑行為を摘発する」場合と違って、第 2 項の、内容が複雑で侵害認定にあたって高度な判断が要求される専利権侵害紛争の処理においては、専利事業管理部門が関連当事者の尋問調査や立入検査等を行える制度は妥当ではないと考える。被疑侵害者の責任が明白でない状況の下でこれらの措置がとられると、被疑侵害者に多大な負荷や損害を与えてしまう恐れがある。</p>
第 70 条	<p>(1) 本条全体を削除することを望む。</p> <p>(2) 本条全体の削除が認められない場合は、第 1 項及び第 2 項を下記のように修正し、更に下記の第 3 項を追加することを望む。</p> <p>「国務院専利行政部門は、専利権者又は利害</p>	<p>(1) 専利権侵害紛争を処理するには、高度な専門性と豊富な経験が必要であり、この点において「国務院専利行政部門」及び「専利事業管理部門」が当該紛争を処理できる能力を備えているか疑問である。</p> <p>また、専利権侵害紛争においては、専利権自体の有効性に問題がある場合も多々あり、「国務院専利行政部門」及び「専利事業管理部門」が有効性を審議するにあたりバイアスがかかるのではないかと懸念する。</p> <p>更に、「国務院専利行政部門」が「全国的に重大な影響を有する専利権侵害紛争」を処理することは、「中華人民共和国民事訴訟法」の第 20 条に民事事件の審級管轄として「全国的に重大な影響を及ぼす事件」は最高人民法院の管轄と規定されていることと整合しておらず、不適切であると考え。</p> <p>(2) もし削除の要求が認められず、「国務院専利行政部門」及び「専利事務管理部門」による専利権侵害紛争の処理を制定するのであれば、それができるのは専利権者又は利害関係者からの請求だけでなく、被疑侵害者の意向も考慮すべ</p>

	<p>関係者による請求及び被疑侵害者の合意に応じて、<u>全国的に重大な影響を有する当該専利権者又は利害関係者以外にも大きく影響が及ぶ専利権侵害紛争を処理することができる。</u></p> <p>地方人民政府の専利事業管理部門は、<u>専利権者又は利害関係者による請求及び被疑侵害者の合意に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、本行政区域内において同一の専利権を侵害した事件については併合して処理することができる。地域を跨って同一の専利権を侵害した事件については、上級人民政府の専利事業管理部門に処理を請求することができる。</u></p> <p><u>専利権侵害紛争の当事者が、国務院専利行政部門又は専利事業管理部門の処理について不服の場合、人民法院に提訴できる。」</u></p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所</p>	<p>きであり、被疑侵害者の合意があった場合に限るようにすることを望む。</p> <p>また、「全国的に重大な影響を有する」の文言は、その基準が不明確であるため、「専利権者及び利害関係者以外の第三者へも大きく影響が及ぶ」場合を対象とするように修正するのが適切であると考える。</p> <p>更に、「国務院行政部門」又は「専利事務管理部門」が専利権侵害紛争を処理する場合に、当事者がその処理に不服であれば、人民法院に提訴できる旨を明記していただきたい。</p>
<p>第 71 条</p>	<p>(1) 第 1 項を次のように修正することを望む。</p> <p>「<u>専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失又は権利侵害者が権利侵害によって得た利益で確定する。権利者の損失又は権利侵害者の得た利益の確定が困難である場合、当該専利の許諾実施料の倍数を参照して合理的に確定する。故意に専利権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償金額を確定することができる重大な場合であっても、専利権者又は利害関係者は懲罰的な損害賠償を請求することはできない。</u>」</p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所</p>	<p>(1) 他の知識産権と異なり、侵害や有効性について高度且つ微妙な判断が必要とされることが多い専利権については、懲罰賠償は馴染まないため、懲罰賠償の導入に反対する。悪質な専利権侵害行為についての懲罰は刑事罰で処理すればよく、民法典 1185 条の規定如何にかかわらず専利権侵害に基づく当事者間の損害賠償は実際に発生した損害の填補に止めるべきである。</p> <p>なお、この専利権特有の高度且つ微妙な判断の必要性は、商標法（2019 年改正法）第 63 条及び反不正競争法（2019 年改正法）第 17 条にて懲罰的賠償を規定する背景とは異なると考えられる。</p> <p>また、専利法の趣旨であるところの公開の代償として権利を付与することに鑑みれば、公開された専利権を知ってだけで罰則が大きくなる恐れがあるとすれば、知ることを躊躇させるものであり、</p>

	<p>(2) 第4項を次のように修正することを望む。</p> <p><u>「人民法院が、専利権侵害行為が成立したと認定した後、人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに立証に合理的に可能な限りの力を尽くしたにもかかわらず、償金額の算定に必要な権利侵害行為に係る帳簿、資料が主に権利侵害者に保有されている状況下で、償金額の算定に必要な権利侵害行為に係る帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。この場合において人民法院は、営業秘密の保護に必要な措置を講じなければならない。権利侵害者はそれを正当な理由なく提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。」</u></p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所</p>	<p>公開を前提とした専利法の趣旨に矛盾すると思われる。</p> <p>更に、専利権侵害に関する「故意」の定義及び認定基準が明確且つ合理的であることが確認できない状況下において本項の懲罰賠償の導入を認めることはできない。例えば、故意であることを証明するために、あるいは故意でないことを証明するために、何が必要なのか、<u>弁護士、専利代理人等の専門家の見解書を都度取得する必要があるのか</u>、といった認定の実務を想像できない限り、懲罰賠償導入の是非を検討できない。</p> <p>(2) 賠償金額を確定するために課す資料等の提出命令は、専利権侵害行為の成立を認定した後に限って行うべきであり、そうでないと被疑侵害者に不必要な負荷をかける場合がある。</p> <p>「権利者がすでに立証に力を尽くしたにもかかわらず」の文言に関して、本項と同様の規定が商標法（2019年改正法）第63条にもあり、そこでは「権利者が全力を尽し立証したが」の文言が使われている。これらの文言の違いにどの程度の差があるのか明らかではないが、専利権侵害紛争が商標権侵害紛争より比較的に複雑であることを考慮して、「全力」までは要求せずとも「合理的に可能な力」とするのが適当と考える。</p> <p>また、提出命令の対象となる書類が、「権利侵害行為に関連する帳簿、資料」では、徒に対象が拡大され、被疑侵害者に過大な負担をかける恐れがある。そのため、「賠償金額の算定に必要な帳簿、資料」に限定すべきである。</p> <p>更に、帳簿等、損害額の立証に必要な書類は、その性質上、被疑侵害者の高度な営業秘密に該当するものであって、開示を命ずる場合には、営業秘密の漏洩を防止するための措置が不可欠であると考えられ、この点を規定上も明確にすべきである。</p> <p>更に、権利侵害者が帳簿、資料を提出できない正当な理由がある場合に、その場合でも権利者</p>
--	---	---

		の主張に基づき賠償金額を算定することは、権利侵害者に対し厳しすぎると考える。
第 72 条	<p>本条の第 2 項として、本条に対応する現行法第 66 条の第 2 項の条文（下記の下線を付した条文）を追加することを望む。</p> <p>「専利権者又は利害関係者は、他人が専利権侵害行為を実施しているか又は実施しようとし、それを速やかに制止しないとその合法的な権益が回復し難い損害を受けてしまうことを裏付ける証拠がある場合、提訴前に法により人民法院に関連行為を差止める措置を講じるよう申請することができる。</p> <p><u>要請者は要請時に担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は要請を却下する。」</u></p>	<p>現行法第 66 条の第 2 項を削除し、そこに規定されてあった「担保」を不要とする改定のようにあるが、本条は提訴前に差止を求める特別な場合、つまり、専利権の有効性および侵害性について十分に審理が成されていない状況で差止を要請できるようにする規定である。差止の要請が、第 1 項に記載の「それを速やかに制止しないとその合法的な権益が回復し難い損害を受けてしまうことを裏付ける証拠がある場合」という経済的な根拠だけで、担保を必要とせずに行うことが可能となれば、専利権者又は利害関係者が本条を悪用、濫用する恐れがある。事業者にとって差止は最大の脅威であり、侵害判定が成されていない状況下での、安易な差止要請を抑止するためにも、担保は必要であると考え。</p> <p>また、民事訴訟法第 100 条第 2 項にも、保全措置の際の担保供出に関する規定が存在するが、同項では「人民法院が保全措置を講じる場合には、申立人に担保の提供を命ずることができる」と規定されている。この民事訴訟法では、担保供出は義務化されていないため不十分であり、専利法において担保の義務を明確にする必要があると考える。</p> <p>なお、現行法第 66 条の第 3 項以降（人民法院による裁定、執行、解除に関する期限の時間、日数を示した規定）も削除されているが、これについては、実態に則して実行可能な時間、日数に修正することを条件に、復活してもよいと考える。</p>
第 73 条	<p>本条の第 2 項として、本条に対応する現行法第 67 条の第 2 項の条文（下記の下線を付した条文）を追加することを望む。</p> <p>「専利権侵害行為を制止するために、証拠は消</p>	<p>現行法第 67 条の第 2 項を削除し、そこに規定されてあった「担保」を不要とする改定のようにあるが、証拠保全を行うことによって相手方に損害が発生する場合など、担保の提供が適切な場合は有り得る。そのような場合に、人民法院の判断に</p>

	<p>滅する恐れがあり又は今後の取得が困難であるときは、専利権者又は利害関係者は提訴前に法により人民法院に証拠保全を申請することができる。</p> <p><u>人民法院は保全措置を講じる場合、要請者に担保の提供を命令することができる。要請者が担保を提供しない場合は要請を却下する。」</u></p>	<p>において要請者に対して担保の提供を命じることができるようにすべきである。専利権者又は利害関係者が、本条の規定を悪用、濫用し、徒に証拠保全の申請を行うことを抑止するためには、状況に応じて担保の提供を命令できるようにすることが必要であると考え。</p> <p>なお、現行法第 67 条の第 3 項及び第 4 項（人民法院による裁定、執行、解除に関する期限の時間、日数を示した規定）も削除されているが、これについては、実態に則して実行可能な時間、日数に修正することを条件に、復活してもよいと考える。</p>
<p>第 74 条</p>	<p>第 1 項を次のように修正することを望む。</p> <p>「専利権侵害の訴訟時効は 3 年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為及び侵害者を知った日又は知り得た日より起算する。」</p> <p>※取消し線の部分は削除する箇所</p>	<p>改定案の内容では（現行法も同様）、利害関係者が専利権者よりも先に侵害行為及び侵害者を知った場合、専利権者が知らないうちに訴訟時効が成立してしまう事態が有り得る。従って、訴訟時効の起算に係る対象者から利害関係者を外するのが適切であると考え。</p> <p>また、同じ第 74 条の第 2 項（出願公開から専利権付与までの期間の発明使用料を請求する権利の時効に関する規定）では、利害関係者は登場せず、専利権者のみが時効の対象になっている。第 2 項との整合を取る意味でも、第 1 項から利害関係者を外すべきであると考え。</p>
<p>第 75 条</p>	<p>(1) 第 1 項 (五) 号、第 2 項乃至第 4 項に、「医薬品」、「薬品」、「化学薬品」という用語が混在して記載されている。これらの用語が同じものを意味するならば用語を統一すべきであり、異なるものを意味するならばそれぞれの用語が意味するものを明確にすべきである。</p> <p>※用語の違いが中国語から日本語への翻訳により発生し、中国語原文では同じ用語の場合は、この修正提案は割愛してください。</p>	<p>(1) 左記の通り、用語を統一するか、又は各用語についてその意味を明確にする必要があると考える。</p>

	(2) 第1項(一)及び(五)に記載の「輸入」を全て、「輸入及び輸出」に修正していただきたい。	(2) 第11条の修正提案と同様に、専利権侵害の対象に、専利製品の輸入だけでなく輸出も含めるべきと考える。
第76条	<p>今回の改正案では触れられていないが、本条(現行法の第70条)の全文(下記の条文)を削除することを望む。</p> <p>「専利権者の許諾を経ずに製造され、販売されたと認知していない状況において、生産経営を目的として専利権侵害製品を使用したり、販売を許諾したりした場合、又は販売したりした場合、当該製品の合法的な仕入れ元を証明できるものは賠償責任を負わない。」</p>	<p>本条に定めるいわゆる「合法的出所の抗弁」は、他国に類する制度がなく、原則として無過失責任であるべき特許侵害責任に例外を設けているという点で特異である。これを悪用しようとする被疑侵害者も散見されることから、撤廃を求める。</p>
その他	<p>前草案の第71条にあった下記の条項を復活することを望む。</p> <p>「専利権者又は利害関係者は、人民法院による発効した判決書、裁定書、調停調書、又は専利事業管理部門が下した権利侵害差止決定に基づき、権利侵害製品のリンクの削除、遮蔽、遮断等必要な措置を講じようネットワークサービスプロバイダーに通知することができる。ネットワークサービスプロバイダーは通知を受け取った後、速やかに必要な措置を講じた場合、損害の拡大部分について、権利を侵害したネットワークユーザーと連帯責任を負う。</p> <p>専利法執行担当部門は、詐称専利に対し是正を命じる決定を下した後、専利詐称製品のリンクの削除、遮蔽、遮断等必要な措置を講じようネットワークサービスプロバイダーに通知することができる。ネットワークサービスプロバイダーは通知を受け取った後、速やかに必要な措置を講じなければならない。」</p>	<p>前草案の第71条は、ネットワークサービスプロバイダーに対する損害拡大防止措置を規定した内容である。この条文に記載された義務をネットワークサービスプロバイダーに課すことにより、判決、差止などが確定した場合、権利侵害製品のリンクの削除、遮蔽、遮断等必要な措置を講じることができる。ネットワークサービスが普及している現代において、このような規定は必要であると考ええる。</p>
その他	(1) 専利法に次の趣旨の条文を追加していただきたい。	専利権の登録数が飛躍的に増加している状況の下、企業間においては膨大な数の専利権を対象

	<p>「専利権者から許諾を受けた実施権は、その発生後にその専利権を取得した者に対しても、その効力を有する。」</p> <p>(2) これに伴い、専利法実施細則第 14 条も併せて改正し、実施許諾契約の国務院特許行政部門への届け出義務を削除していただきたい。</p>	<p>とする包括的な実施許諾契約を締結することがしばしば行われており、そのような場合に逐一実施権の登録を義務づけるのは現実的ではない。判例では、専利権実施許諾契約を登録していなかった場合には善意の譲受人に対抗できないとしているが、上述の理由から、実施許諾契約は登録を要せずともいかなる第三者にも対抗できる、いわゆる当然対抗を導入すべきである。</p>
その他	<p>専利法に、間接侵害及び寄与侵害の規定を導入し、次の趣旨の条文を追加していただきたい。</p> <p>「関連する製品が専ら専利の実施に用いられる原材料、中間物、部品、設備、プログラム等であり、専利権者の許可を得ておらず、生産経営目的のためにその物品を他の者に提供した場合、権利侵害者として責任を負わなければならない。</p> <p>関連する製品、方法が専利製品又は専利方法に属すると知りながら、専利権者の許可を得ておらず、生産経営目的のために他の者を誘導した場合、権利侵害者として責任を負わなければならない。」</p>	<p>間接侵害規定を明文化していただきたい。その際、2015 年 12 月に国務院が公表した草案の第 62 条、又は 2016 年 4 月 1 日施行の「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」の第 21 条では、いずれも他人の専利権侵害行為（直接侵害）を条件としていることから、例えば、直接実施者が生産経営を目的としない個人である場合には、当該個人に部品を提供し、利益を上げている業者に対して責任を問えないことになり、専利権の実効性を確保できない。間接侵害規定で定める行為を行った者（この場合の業者）が、直接実施者の属性に関わらず単独で責任を負う（専利権侵害訴訟の被告とすることができる）ようにしていただきたい。</p>

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)